

手指消毒について

飲食店認証制度の基準2（手指消毒の実施と要請）に係る手指消毒は、厚生労働省HP※¹，経済産業省HP※²に基づき、以下のいずれかの方法によって実施してください。

（1）水及び石鹼による洗浄

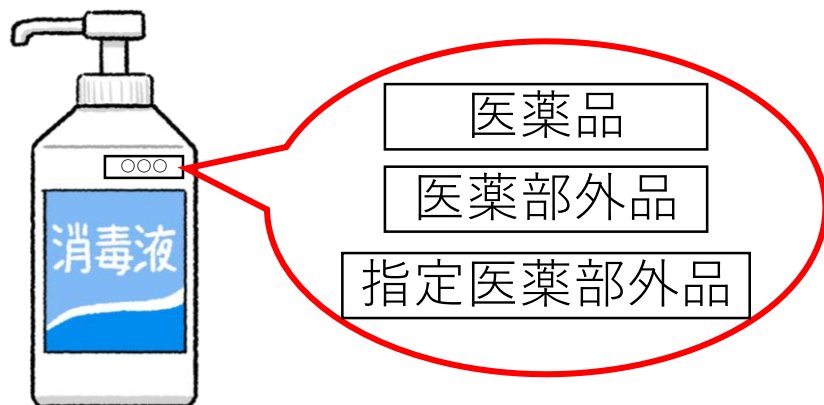
- ・ 石鹼やハンドソープで10秒もみ洗いし，流水で15秒すすぐ。
- ・ 手洗いの後，さらに消毒液を使用する必要はありません。

（2）アルコール消毒液の使用

- ・ 60～95%（質量%，w/w%）のエタノールを使用してください。
- ・ アルコールに敏感な方は使用を控え，別の方法により手指消毒を実施してください。
- ・ 引火性があることから，空間噴霧は絶対にやめてください。

（3）薬機法※³の承認を有する手指消毒剤の使用

- ・ 塩化ベンザルコニウムなどの有効成分が含まれた「医薬品」や「医薬部外品」等を使用してください。
- ・ 使用方法や期限など確認し，適切な方法で使用してください。



※ 本制度で求める消毒剤の種類です。

※ 医薬品・医薬部外品の消毒剤であっても，全ての製品が新型コロナウイルスに有効であると認めるものではありません。

※¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

※² 新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（経済産業省 HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>

※³ 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）